



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

〒812-0038 福岡市博多区祇園町 1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

発行人 会長 梅原 祐治

あなたにも相続税？ 相続税法が改正されました！！

亡くなった人から各相続人等が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除(3,000万円+600万円×相続人数)を超える場合、相続税の課税対象となります。

今年の1月より相続税の基礎控除額が改正前の6割に縮小されました。

また、最高税率が55%(改正前は50%)へ引き上げられました。

そこで、改正後の相続税を下記の例に基づいて説明いたします。



・相続税の課税対象となる課税遺産総額の計算

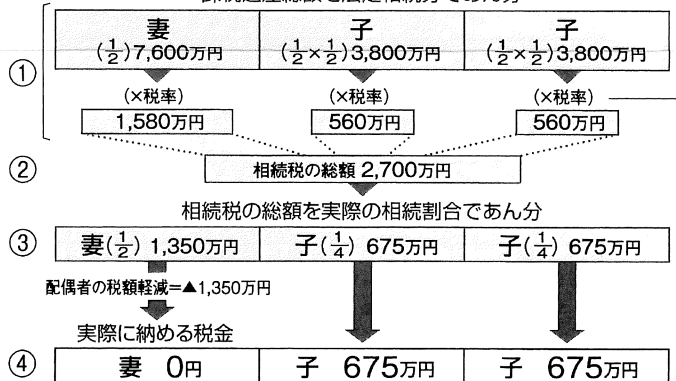
- ① 相続や遺贈によって取得した財産(遺産総額)の価額と、相続時精算課税の適用を受ける財産の価額を合計します。
- ② ①から債務、葬式費用、非課税財産を差し引いて、遺産額を算出します。
- ③ 遺産額に相続開始前3年以内の暦年課税に係る贈与財産の価格を加算して、正味の遺産額を算出します。
- ④ ③から基礎控除を差し引いて、課税遺産総額を算出します。

・相続税の計算

- ① 課税遺産総額を法定相続分どおりに取得したものと仮定して、それに税率を適用して各法定相続人別に税額を計算します。
- ② ①の税額を合計したものが相続税の総額です。
- ③ ②の相続税の総額を、各相続人、受遺者及び相続時精算課税を適用した人が実際に取得した正味の遺産額の割合に応じてあん分します。
- ④ ③から配偶者の税額軽減のほか、各種の税額控除を差し引いて、実際に納める税額を計算します。

相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合
(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)
 $2\text{億円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = 1\text{億}5,200\text{万円}$
課税遺産総額を法定相続分であん分



◇法定相続分の主な例

相続人	法定相続分
子がいる場合	配偶者 2分の1
	子 2分の1(人数分に分ける)
子がない場合	配偶者 3分の2
	父母 3分の1(人数分に分ける)
子も父母もない場合	配偶者 4分の3
	兄弟姉妹 4分の1(人数分に分ける)

◇相続税の速算表 <

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超 ~ 3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超 ~ 5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超 ~ 1億円以下	30%	700万円
1億円超 ~ 2億円以下	40%	1,700万円
2億円超 ~ 3億円以下	45%	2,700万円
3億円超 ~ 6億円以下	50%	4,200万円
6億円超 ~	55%	7,200万円

※平成26年12月31日以前に亡くなった人に係る相続税については、上記の基礎控除額や税率などが異なりますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

〈相続税の申告・納税〉

相続人は、相続の開始があったことを知った日(通常は被相続人が死亡した日)の翌日から10カ月以内に、被相続人の住所地の所轄税務署に申告・納税する必要があります。

個人事業税 納付期限の お知らせ

平成26年分所得税の申告書を提出された方は、同時に個人事業税の申告も行ったものとみなされます。課税される事業所には各県税事務所から納税通知書が送られてきますので、下記の期日までに納めて下さい。納めた事業税は経費(租税公課)になります。

なお、事業税額等でご不明な点がございましたら、お気軽に事務局までお問い合わせ下さい。

個人事業税 第1期 納付期限	8月31日(月)
個人事業税 第2期 納付期限	11月30日(月)

※ 年税額が1万円以下の場合、8月31日までに全額納付となります。



あなたの同業者は増えている？減っている？ 個人事業の今までと今後

今回はちょっと難しい資料を使って、個人事業者の皆さまが置かれている現状を探ってみたいと思います。

個人経営の事業所数は平成8年から平成24年の17年間で128万を超える事業所が減少し、ここ数年は首都圏においても減少に歯止めがかからない状況です。人口が増加しているここ福岡県でも5万もの事業所が減少しています。

また、個人事業主の年齢が60歳以上の事業所の割合が70%に達しており、今後も後継者不足により廃業に追い込まれる事業所が増加するものと予想されます。

こうした現状を踏まえ、2014年6月に「小規模企業振興基本法」が成立しました。小規模企業に焦点をあてた政策の立案・推進に大きな期待が寄せられています。青色申告会でも個人事業者の経営環境の整備に向けて、事業承継税制の確立など、改正運動に積極的に取り組んでいます。

さらに、福岡市は国家戦略特区にも指定され、スタートアップ(創業)の拠点として特区プロジェクトが次々と始まっています。歯科診療所のように事業所数が増えている業種もありますが、多くは減少しています。捉え方によってはライバルが減ってチャンス!ともいえます。バックアップ態勢も整いつつありますので、皆さん頑張りましょう。

【個人経営の事業所数の動向】

都道府県	平成8年	平成18年	平成24年	平成8年と24年の増減
東京都	319,893	250,869	189,905	-129,988(▲40.6%)
大阪府	294,757	210,169	169,729	-125,028(▲42.4%)
福岡県	136,650	106,138	86,617	-50,033(▲36.6%)
佐賀県	26,642	21,602	17,816	-8,826(▲33.1%)
長崎県	46,754	37,371	30,614	-16,140(▲34.5%)
熊本県	48,667	38,836	32,166	-16,501(▲33.9%)
大分県	34,771	27,683	22,769	-12,002(▲34.5%)
鹿児島県	52,942	42,146	34,404	-18,538(▲35.0%)
宮崎県	36,291	29,833	25,332	-10,959(▲30.2%)
全国合計	3,489,209	2,735,107	2,204,704	-1,284,505(▲36.8%)

【全国の個人事業所数の業種別変動】

業種	平成8年	平成24年	平成8年と24年の増減
大工工事業	45,922	21,616	-24,306(▲52.9%)
左官工事業	23,133	9,641	-13,492(▲58.3%)
板金・金物工事業	19,039	9,507	-9,532(▲50.1%)
塗装工事業	15,748	10,596	-5,152(▲32.7%)
内装工事業	10,772	8,723	-2,049(▲19.0%)
電気工事業	24,934	17,013	-7,921(▲31.8%)
管工事業(さく井工事業を除く)	16,704	10,099	-6,605(▲39.5%)
パン・菓子製造業	5,110	3,534	-1,576(▲30.8%)
家具製造業	7,688	4,216	-3,472(▲45.2%)
袋物製造業	3,079	1,115	-1,964(▲63.8%)
洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	4,680	2,765	-1,915(▲40.9%)
一般貨物自動車運送業	5,607	2,542	-3,065(▲54.7%)
貨物軽自動車運送業	4,798	2,403	-2,395(▲49.9%)
建築材料卸売業	10,851	4,845	-6,006(▲55.3%)
婦人・子供服小売業	47,414	25,170	-22,244(▲46.9%)
靴・履物小売業	11,476	3,886	-7,590(▲66.1%)

業種	平成8年	平成24年	平成8年と24年の増減
酒小売業	67,653	25,172	-42,481(▲62.8%)
食肉小売業	16,305	7,166	-9,139(▲56.1%)
鮮魚小売業	28,002	10,816	-17,186(▲61.4%)
野菜・果実小売業	29,789	13,688	-16,101(▲54.1%)
菓子・パン小売業	74,123	32,840	-41,283(▲55.7%)
米穀類小売業	23,436	区分変更	-9,378(▲40.0%)
家具・建具・畳小売業	33,786	13,323	-20,463(▲60.6%)
医薬品・化粧品小売業	49,113	21,985	-27,128(▲55.2%)
書籍・文房具小売業	42,817	17,064	-25,753(▲60.1%)
スポーツ用品・がん具等小売業	22,522	10,316	-12,206(▲54.2%)
スポーツ用品小売業	11,960	6,035	-5,925(▲49.5%)
がん具・娯楽用品小売業	7,880	3,092	-4,788(▲60.8%)
写真機・写真材料小売業	3,741	区分変更	-2,507(▲67.0%)
食堂・レストラン	165,130	区分変更	-23,557(▲14.3%)
日本料理店	22,407	28,105	5,698(25.4%)
西洋料理店	14,120	区分変更	566(4.0%)
中華料理店	46,796	15,374	-31,422(▲67.1%)
そば・うどん店	23,498	19,519	-3,979(▲16.9%)
すし店	33,262	15,887	-17,375(▲52.2%)
喫茶店	85,790	54,849	-30,941(▲36.1%)
料亭	4,767	区分変更	-1,891(▲39.7%)
バー・キャバレー・ナイトクラブ	203,176	93,049	-110,127(▲54.2%)
酒場・ビヤホール	131,898	89,459	-42,439(▲32.2%)
貸家業・貸間業	137,297	107,750	-29,547(▲21.5%)
理容業	119,252	98,658	-20,594(▲17.3%)
美容業	148,609	140,362	-8,247(▲5.5%)
公衆浴場業	5,599	2,284	-3,315(▲59.2%)
歯科診療所	50,880	52,779	1,899(3.7%)
公認会計士・税理士事務所	33,345	28,498	-4,847(▲14.5%)

出典 総務省統計局「事業所・企業統計調査」(平成8年分)、「経済センサス-活動調査」(平成24年分)

今月の行事予定日	行事内容	行事予定日	行事内容
8月3日(月)~7日(金)/18日(火)/20日(木) 21日(金)/24日(月)/25日(火)/27日(木)	講習会へ講師派遣のため、記帳確認等ができない場合がございます。来会のご予約の際にお問い合わせ下さい。	8月13日(木)~14日(金)	事務局お休みします。(お盆休み)
8月4日(火)	税務相談日(税理士による無料相談)	8月20日(木)	税務相談日(税理士による無料相談)
8月21日(金)	祇園支部 納涼暑気払い(博多都ホテル12F・ビアホール)	8月31日(月)	【該当者のみ】消費税の中間申告期限
		8月31日(月)	【該当者のみ】個人事業税の第一期分納付期限

祇園支部NEWS

メール: info@aioiro-f.com
 H P: http://aioiro-fukuoka.seesaa.net/
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
 当会発信専用番号:070-5416-5221

編集後記

今年も7月から外部向けの講習会が始まりました。今回も1月迄の長丁場になりますので、記帳確認等のご予約の際にはご不便をお掛けすることがあるかも知れませんが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、先月の会報でご案内しました「納涼 暑気払いビアホール」を今年も開催致します。実は都ホテルが来年度より建替え工事により使用できなくなりますので、都ホテルでのビアホールはラストチャンスです！
まだまだ参加を受け付けています。皆様のご参加をお待ちしております。